

1. 日 時 令和3年10月27日(水) 15:00～17:00

2. 開催場所 仙台市役所本庁舎2階 第四委員会室

3. 出席委員名(敬称略)

役職	氏名	出欠
会 長 (仙台大学 教授)	仲野 隆士	○
副会長 (東北福祉大学 特任教授)	鈴木 玲子	○
委 員 (アイスリンク仙台 専属インストラクター)	阿部 奈々美	○
委 員 (仙台市中学校体育連盟 会長)	石川 一博	○
委 員 (東北学院大学 准教授)	岡崎 勘造	○
委 員 (仙台市小学校教育研究会体育研究部会 常任委員)	岡本 美佳	×
委 員 (仙台市スポーツ協会 副理事長)	草刈 恵佐雄	○
委 員 (仙台市障害者スポーツ協会 会長)	熊谷 勇一	○
委 員 (仙台市レクリエーション協会 会長)	小池 和幸	×
委 員 (東北電力株式会社 地域共生ユニット部長)	今田 広志	○
委 員 (仙台市議会議員)	斎藤 範夫	○
委 員 (宮城教育大学 教授)	佐藤 節子	○
委 員 (仙台市スポーツ推進委員協議会 常任理事)	佐藤 園子	○
委 員 (東北学院大学 教授)	篠崎 剛	○
委 員 (東北生活文化大学 名誉教授)	土井 豊	○
委 員 (仙台市学区民体育振興会連合会 会長)	堀江 新一郎	○
委 員 (東北大学 副理事)	村松 淳司	○
委 員 (仙台市スポーツ少年団 本部長)	吉田 尚	○

4. 説明に出席した者の職・氏名

文化観光局長	菊田 敦
文化スポーツ部長	大森 武宏
スポーツ振興課長	熊谷 拓郎
スポーツ振興課 企画係長	田中 輝
スポーツ振興課 施設係長	小野寺 孝次
スポーツ振興課 事業係長	中村 淳
スポーツ振興課 主任	分田 亜矢子
スポーツ振興課 主任	堀江 寛美
スポーツ振興課 主事	大波 智仁

5. 会議の経過

(1) 開 会

(2) 会長挨拶

(3) 議事

次期「仙台市スポーツ推進計画」中間案について

(4) 報告事項

次期「仙台市スポーツ推進計画」中間案にかかる
パブリックコメントの実施について

(5) 議事の内容

進行役：仲野会長

議事録署名人の指名：阿部委員

仲野会長

次第に基づきまして、進行していきたいと思えます。

今回の審議会議事録へ署名いただく委員につきまして、指名させていただきたいと思えますが、今回は阿部委員へお願いしたいと思えます。阿部委員よろしいでしょうか。

阿部委員

はい。承知いたしました。

仲野会長

ありがとうございます。それでは、阿部委員に署名をお願いいたします。続きまして議事に入らせていただきます。議事1 次期「仙台市スポーツ推進計画」中間案について、事務局よりご説明をお願いします。

事務局

現在策定中の仙台市スポーツ推進計画についてご説明申し上げます。新計画は、来年2022年から31年までの10年の計画となっております。まずは、お手元のA3カラーの今回の計画のポイントという資料で策定のあたりの考え方とポイントなどについて説明いたします。資料左上、本市のスポーツをめぐる現状として、現在の計画の目標と達成状況を示しております。現在の計画では、一番上の「週1回以上以上運動やスポーツを行う人の割合」は目標の40%に対し、若干及ばない39.3%となりました。その他、「市や地域のスポーツ団体が主催するスポーツ行事に参加する人の割合」「年1回以上競技場でスポーツ観戦する人の割合」「ボランティアの経験割合」「子供の運動・スポーツ実施率」などいずれも目標を下回る結果となりました。この原因として、市民調査の結果などから働き盛りや子育て中の方など時間がない・忙しい方がスポーツに関わっていない他、そもそも地域のスポーツの情報を知らないなど、情報発信の不足、また、これまでのスポーツ施策がもともとスポーツに関心がある方に焦点を当てたものとなっていたことなどが原因となっていると考えております。一方、全国・国

際規模のスポーツ大会の開催実績については、目標の8回に対して14回となり、スポーツコミッション設立の成果が一定出ていると考えております。次に、その下のスポーツをめぐる社会状況についてでございます。この10年の現計画期間には東日本大震災があり、スポーツ選手のボランティアへの参加やチーム・クラブ活躍が市民を勇気づけ、復興を後押しするなど、スポーツの新たな価値を見出すきっかけとなりました。また、新型コロナウイルス感染拡大の中でスポーツのあり方・関わり方も多様化が進んだほか、多様な主体がそれぞれの特性に応じてスポーツに関わるための特性に応じたスポーツ施策の必要性も高まっております。特に、この夏に開催されたパラリンピックは、障害者をはじめ誰でも参加できるインクルーシブスポーツへの関心を大きく高めることとなりました。そして、本市はもとより、国全体としてもスポーツツーリズムという観点から、スポーツを活用した交流人口拡大の取り組みへの要請もより高まっているところでございます。また、国スポーツ庁も「スポーツSDGs」という考え方を提示しているように、スポーツ施策においてもSDGsを意識した取り組みが求められている状況にございます。このような本市スポーツの現状、社会状況を踏まえ、新計画の策定にあたっては、新たに大きく4つの考え方のもと、策定作業を進めてきたところでございます。はじめに、スポーツの範囲を広くとらえ、具体的にはウォーキングや散歩、階段昇降など含め、忙しい方、子育て中の方など、その方に応じたスポーツの関わり方ができるような施策展開を行うこととしております。次に、高齢者や障害者はもちろん、スポーツ実施率の低い働き盛り世代、女性等も含め、スポーツの関心レベルに応じた施策を展開したいと考えております。具体的には、これまでスポーツに関心のある、スポーツをしたい人のニーズに合った施策を中心に展開してはりましたが、関心が低い層に向けた啓発・情報発信などにも力を入れていきたいと考えております。また、スポーツ実施率を上げるためには身近で気軽に参加できる地域のスポーツ団体が活性化することも重要と考え、地域スポーツの活性化、そして地域コミュニティの活性化にも重点を入れて行きたいと考えております。最後に、これまでのスポーツコミッション等の取り組みにより、スポーツ大会の誘致は一定の成果が出ておりましたが、ここで集まる方々を滞在・宿泊・消費につなげて交流人口の拡大に結びつける取り組みに十分でないところがあり、観光との連携という視点もさらに取り入れていきたいと考えております。このような考え方の下、目指す姿として、資料中央に赤字で記載しております「人とまちが元気に輝き続ける Sports City SENDAI」を設定しております。これは、「スポーツシティ仙台」という言葉を現計画から引き継ぎながら、多様な市民一人ひとりが、また地域、仙台市全体が元気で輝くという意味と、SDGsの持つ持続可能性という意味合いを「輝き続ける」という部分にこめたものでございます。この目指す姿を実現するため、3つの基本方針と5つの重点施策を設定し、目指す姿の右側、赤い囲みとグレーの囲み部分に記載して

おります。まず基本方針 1 として、アクティブライフスタイルの推進、意識的に体を動かす行動様式を定着させることを目指してまいります。この方針に基づく重点施策 1 として、「スポーツに親しむ意欲の喚起」として、アクティブライフスタイル推進に向けた啓発キャンペーンや、ウォーキングの推進などに取り組んでまいります。また、体を動かす習慣づけの入り口となる「子どものスポーツ推進」を重点施策 2 として設定し、本市の貴重な財産でもあるプロスポーツチームなどと連携したイベントの開催をはじめ、教育委員会や学校とも連携しながら取り組んでまいります。そして、重点施策 3 「高齢者や障害者がスポーツに参画しやすい環境づくりの推進」として、誰でも参加できるインクルーシブスポーツの普及促進や、これまで取り組んできたスポーツ大会誘致に障害者スポーツ大会も誘致対象に加え、認知度向上にも取り組んでまいります。次に、基本方針 2 「地域コミュニティ活性化につながるスポーツ機会の充実」として、重点施策「地域スポーツ活動の機会創出」を設定し、プロスポーツや大学・企業などを地域スポーツと協働・連携させることにより、活動の周知と活性化を図ってまいりたいと考えております。そして最後に、基本方針 3 「スポーツを核とした賑わいの創出」として重点施策 5 「スポーツツーリズムの推進」を掲げており、これまで行ってきた大会誘致はもとより、本市の大きな魅力であるプロスポーツチームと連携し、観客を滞在・消費に結びつけるような取り組みを実施いたします。また、今回オリンピックで注目を集めましたアーバンスポーツについても、賑わいの創出に活用する可能性について、検討を進めてまいりたいと考えております。これらの取り組みを計画的に進捗管理を行いながら実施することにより、本計画の中間見直しを予定しております令和 8 年度に 15 歳以上の市民のスポーツ実施率を 70% に向上させることを目標として設定いたしました。この目標値については、現在策定中の国のスポーツに関する計画においても同様の目標値を設定しております。令和 2 年度の本市の実施率、39.3% からすると高い目標ではございますが、計画されている事業を効果的に実施することにより、達成を目指してまいりたいと考えております。

事務局

資料は、「1-3」になります。委員の皆様には事前に資料を送らせていただきました。直前の送付となってしまい、十分に内容をご覧いただくには時間が足りなかったかもしれませんが、会議時間の都合もございますので、説明は、概要にとどめさせていただきたいと思っております。

この中間案は、前回ご議論いただきました骨子案を基に、ここまで、2 回の検討委員会で議論を重ね、策定したものでございます。8 月 25 日の 1 回目の検討委員会では、骨子案でお示しました「基本方針 1 アクティブライフスタイルの推進」の施策に関する検討、10 月 6 日の 2 回目の検討委員会では、「基本方針 2 地域コミュニティ活性化につながるスポーツ機会の充実」「基本方針 3 スポーツを核としたにぎわいの創出」、この 2 つの基本方

針の施策及び、計画の成果指標・目標値についての検討を行っています。

計画の推進にあたり、全体を通してご意見が多かったのは、情報の集約、発信に関して、分かりやすさや利用のしやすさといったところ、さらには啓発の部分、これらは、前回の審議会においてもご意見をいただいたところですが、この点、検討委員会におきましても、再度、様々なご意見を頂戴したところがございます。なお、この間、検討委員会とは別に、審議会委員の方からも個別にお話を頂戴する機会などもございました。この場を借りて御礼を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、中間案に関する説明に入らせていただきます。本計画は6章立ての構成となっております。2ページをお開きください。第1章は「計画の策定にあたって」です。初めに、計画策定の趣旨を記載しています。3ページの「3. 計画の期間」です。本計画は令和4年度から13年度までの10年間を見通したものとして策定いたしますが、具体的な取り組みや数値目標は令和8年度までの5年間の内容としています。なお、計画中間年となる令和8年度に必要な見直しをする予定としております。4ページをご覧ください。7ページにかけまして、本計画のポイントとなります「本市スポーツ推進計画におけるスポーツの範囲」に関する記載をしております。なお、7ページの身体活動のメッツ表ですが、メッツ2の左側、料理・選択のせんたくは、洗い物の洗濯の誤りです。申し訳ございません、訂正をお願いいたします。8、9ページをご覧ください。骨子案でもお示ししました、「スポーツの力」に関する記載でございます。10ページをご覧ください。「現計画での取り組み」です。「する」「みる」「ささえる」「ひろがる」を基本目標とした、現計画での取り組みについて記載をしています。続く「本市におけるスポーツの特徴・強み」の記載では、本市がスポーツに関する多様な組織・人材に恵まれていること、また、スポーツを生かした環境づくりの面において、市民の皆様から一定の評価をいただいていることなどを挙げています。12ページから、「スポーツを取り巻く環境」について記載をしております。国のスポーツ関連施策やスポーツに関する出来事、また、16ページからは、「本市の動向」として市民意識調査の結果などの記載をしております。26ページをご覧ください。第2章「目指す姿」でございます。こちらは骨子案から変更はございません。「人とまちが元気に輝き続ける—Sports City SENDAI—」としております。28ページに移ります。第3章「基本方針」です。基本方針も骨子案から変更はございません。3つの基本方針でございます。なお、検討委員会でも整理させていただきました「アクティブライフスタイル」の考え方について明記しております。29ページでは、SDGsに関する記載をしております。30ページをご覧ください。ここから32ページまで、3つの基本方針の考え方について、それぞれ記載しております。ここで、1か所、数字の訂正がございます。30ページの円グラフですが、39.1%とあるのは39.3%の誤りでございます。申し訳ございません、訂正をお願いいたします。34ページをご覧ください。第4章「施策の展開」です。骨子案と同じ内容でございます。市民のスポーツに対する関心・

取り組みの度合いに応じた施策について、関係部局との連携を含め展開をしてまいります。36 ページ、37 ページをご覧ください。第 5 章「施策」です。全体の体系図を記載しております。「3 つの基本方針」の下、「16 の基本施策」があり、そのうち 5 つを重点施策と位置付けております。それぞれの施策の内容の一覧が 37 ページの記載になります。38 ページをご覧ください。34 ページで記載した施策の展開として、「する」「みる」「ささえる」の関わりとともに、施策の内容が「関心喚起」「実行促進」「継続支援」のどれにあたるのかを整理したものです。41 ページにかけて記載をしております。42 ページをご覧ください。ここからは、施策内容の具体的な記載となります。まず、「基本方針 1 アクティブライフスタイルの推進」でございます。施策 1-1「スポーツに親しむ意欲の喚起」、重点施策でございます。「スポーツの楽しみ方や効果等の情報発信」など、3 つの施策を記載しております。44 ページをご覧ください。施策 1-2、「子どものスポーツ推進」、重点施策でございます。「親子で体を動かすきっかけづくり」など、7 つの施策を記載しております。46 ページ、47 ページをお開きください。施策 1-3「高齢者や障害者がスポーツに参画しやすい環境づくりの推進」です。こちらも重点施策になります。「高齢者のスポーツ活動支援」「インクルーシブスポーツの普及・促進」「障害者スポーツの普及促進・活動支援」「スポーツ施設のユニバーサルデザイン化等の推進」の 4 つの施策を記載しております。続いて、48 ページをご覧ください。施策 1-4「女性のスポーツ参加促進」です。「女性のライフステージやライフスタイルに合わせたスポーツメニューの提案」など、4 つの施策により、女性のスポーツ参加を促してまいります。施策 1-5「ビジネスパーソンのスポーツ推進」です。「気軽にスポーツに取り組める環境づくりに向けたプロモーション活動の実施」など、働く世代に対する 4 つの施策を記載しています。51 ページ、施策 1-6「身近にスポーツができる場所・機会の充実」です。「スポーツ施設やスポーツイベント等に関する情報発信」など、5 つの施策を記載しています。身近なところでスポーツに親しめる環境づくりを進めてまいります。なお、施策 1-6-③「施設機能の維持・向上」では、スポーツ施設整備の方向性として、引き続き、既存施設の長寿命化に向けた計画的な取り組みを進めるとともに、大規模改修時における、ユニバーサルデザインの採用や、バリアフリーへの対応などの機能向上、民間との連携による施設整備の可能性について検討してまいります。次に、施策 1-7「スポーツにかかわる人材の育成と活動の場の確保」です。3 つの施策を記載しています。「アスリートや地域スポーツ指導者等を効果的に活用する仕組みの検討」に関しましては、いわゆるスポーツの人材バンクのようなイメージを想定しています。54 ページをご覧ください。施策 1-8「トップアスリート等との連携・支援」です。4 つの施策を記載しています。トップアスリート等との連携・協働により、市民のスポーツ参加促進や、このあと説明いたします、地域スポーツ活動の活性化につなげてまいります。以上が、基本方針 1「アクティブライフスタイルの推進」に関する施策の内容となります。続きまして、56 ページをご覧ください。

さい。基本方針2「地域コミュニティ活性化につながるスポーツ機会の充実」です。施策2-1「地域スポーツ活動への興味・関心の喚起」です。情報発信に関する2つの施策を記載しております。地域スポーツに関しては、実際、様々な活動が行われているものの、その活動があまり知られていないということが、市民意識調査でもわかっています。多様な手法による、積極的、効果的な情報発信に取り組みます。58ページをご覧ください。施策2-2「地域スポーツ活動の機会創出」です。重点施策になります。3つの施策を記載しております。新型コロナウイルスの影響もあって、現在、地域スポーツ活動も低調になっておりますが、地域スポーツの関係の皆さんを始め、プロチームやトップアスリート、学生などにも協働を呼びかけ、地域におけるスポーツ参加のきっかけづくりなど、活動の機会を増やしていくことで、地域コミュニティの活性化にもつなげていきたいと考えております。施策2-3「地域スポーツの担い手支援」です。3つ施策を記載しております。地域スポーツ団体の関係の皆さんとも意見交換の機会を設けながら、活動のあり方等の検討も進めてまいりたいと考えております。以上が、基本方針2「地域コミュニティ活性化につながるスポーツ機会の充実」の取り組み内容になります。続きまして、60ページをご覧ください。基本方針3「スポーツを核としたにぎわいの創出」になります。5つの施策で構成しています。施策3-1「本市スポーツイベント等への興味・関心の喚起」です。本市スポーツイベント、プロチーム・アスリート等に対する関心や興味を高める2つの施策について記載をしております。施策3-2「スポーツツーリズムの推進」です。基本方針3における重点施策になります。6つの施策を記載しています。本市の持つ多様な資源を生かした、多彩なスポーツツーリズムの実現による誘客促進、スポーツによって交流人口や地域内消費を稼ぎ出すといったことを意識した取り組みを「スポーツコミッションせんだい」とともに進めてまいります。64ページをご覧ください。施策3-3「スポーツを魅せる環境づくり」です。「観る」（観戦の観る）ことでスポーツに興味関心を持ってもらうことを意識した、3つの施策について記載をしております。65ページをご覧ください。施策3-4「新たなスポーツ産業との連携」です。2つの施策を記載しています。スポーツの世界でも、デジタル技術を積極的に活用した取り組みが進んできています。スポーツとテクノロジーを掛け合わせた「スポーツテック」、健康の場合では「ヘルステック」といった言葉も出始めていますが、コロナ禍における新たなスポーツへの取り組み方、「リモート」や「健康管理アプリ」などもその一つかと思いません。こうした、デジタル技術の活用に関しての検討を進めていきたいと考えております。「eスポーツ」に関しましては、本計画における「スポーツ」という点では難しいのかなと捉えておりますが、スポーツに興味・関心を持つきっかけとしての活用など、産業の1つとして連携することに関しては可能性があるのではないかと考えております。続きまして、施策3-5「スポーツボランティアの育成・支援」になります。3つの施策を記載しています。本市スポーツの特徴・強みでも触れました、本市におけるスポーツボランティアの

存在は、各スポーツ大会やスポーツイベントを始め、本市スポーツにおける様々な場面において、なくてはならない存在になっています。施策の一つとしてしっかりと位置づけ、本市のスポーツボランティアが文化として定着できるような形にしていければと考えております。長くなりましたがここまでが、施策に関する説明になります。引き続き、70ページをご覧ください。第6章「計画の推進」でございます。本計画の成果指標・目標値です。10月6日の検討委員会において、検討をさせていただいた内容をベースとしております。まず、基本的な考え方といたしまして、調査の連続性を担保するという視点で、これまでの計画の指標を活かしていく方向で整理をしております。今回は、5つの重点施策に対して目標値を設定した上で、計画全体としての目標値を設定しております。本計画全体の目標としまして、15歳以上の市民の週1回のスポーツ実施率70%と設定いたしました。スポーツ実施率は、国や政令市を始めとする他の自治体においても指標として設けているものです。現在策定が進められている国の新しいスポーツ基本計画では、目標値70%ということで検討が進められているという資料が出ております。少なくとも国と同等の数値をおくべきではないかということで、本市においても70%と設定したところです。現状、本市の実施率が39.3%でありますことから、かなり高いハードル設定となりますが、本計画における新たな取り組みである「スポーツの捉え方を広げていくこと」を中心に各施策をしっかりと実施していくことで、70%に到達したいと考えております。11月には、国の次期計画の骨子案が示されるという情報もございますので、最終的にはその内容を参考にしたいと考えております。次に重点施策ごとの目標値でございます。まず、重点施策1に関して、「アクティブライフスタイル」ということで、意識的に体を動かすこと、これを習慣化していくことが重要であろうということなのですが、具体的にどの程度やればいいのかという点で、健康効果が見込める程度の指標として、「1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2日以上、1年以上実施している15歳以上の市民の割合」を設けました。この指標は、厚労省の「健康日本21」における基準などでも使用されているものです。なお、国でも新たな指標として設ける方向のようです。目標値としましては、国の検討状況を参考に50%と設定いたしました。続いて重点施策2、子どものスポーツ推進に関する指標ですが、ここは、調査の連続性ということで、引き続き「週3回以上運動やスポーツを行う仙台市立小学校児童（5年生）の割合」としました。目標値は、未達成ということもあり、改めて65%を掲げたいと思います。続いて重点施策3、高齢者や障害者のスポーツ機会充実にに関する指標ですが、高齢者、障害者に関する成果指標をそれぞれ設けました。まず、高齢者に関しましては、スポーツ機会の充実ということで、本市の事業である「元気はつらつチャレンジカード」（72ページ参照）の利用状況を指標といたしました。コロナの影響で指標となる人数が、令和2年度896人と落ち込みましたが、コロナ前の平成30年度には1,500人程おり、これからの取り組みによってさらなる増加が見込まれると考えております。障害者スポーツに関

しては、今回の市民意識調査（無作為 3,000 人）で、障害者スポーツを体験したことがあるか、という質問項目を初めて設けましたところ、「ある」との回答が 6.4%という結果が出ております。こうした点を踏まえまして、障害者スポーツに「する」「みる」「ささえる」いずれかの形で参画することを指標といたしました。なお、より直接的な関わりを意識しまして、「みる」に関しては、テレビ観戦などを含めず、「直接観る」ということで考えております。目標値といたしましては 20%と設定いたしました。重点施策 4 の地域スポーツに関する指標、重点施策 5 のスポーツツーリズムに関する指標につきましては、調査の連続性ということで、「市や地域スポーツ団体などが主催するスポーツ行事等に参加する 15 歳以上の市民の割合」「年 1 回以上市内の競技場等で直接スポーツ観戦する 15 歳以上の市民の割合」をそれぞれ指標といたしました。目標値は、35%、50%、8%と、未達成である現計画の目標と同数値に設定しております。成果指標・目標値は以上でございます。次に、計画の進行管理に関してですが、年度ごとに事業の実施状況についてとりまとめを行いまして、評価や見直しを行ってまいります。計画中間年となる令和 8 年度には、全体の見直しを行う予定にしております。また、こうした取り組みの進捗状況に関しましては、本審議会へ報告を行ってまいることといたします。最後になりますが、72 ページ、73 ページは用語集ということになっております。今後、最終案に向けましては、この後の審議や、11 月から 12 月にかけて実施予定のパブリックコメントによる市民の皆様からのご意見等も踏まえ、内容を整えていく予定でございます。長くなりましたが、資料の説明は以上でございます。

仲野会長

ありがとうございました。大変詳細に報告していただき、私もより理解を深めたところでございます。ここで、みなさんからの質疑応答に入っていくのですが、その前に私から少し補足をさせていただきたいと思っております。まずは、前回の検討委員会で出たのですが、「この計画は誰が読むのですか」と。「専門用語が多すぎる。」というご意見がありました。多くの方がお読みになるものですから、専門用語を理解していただきやすい用語集を入れたということをご報告いたします。昨年度実施した市民のスポーツ実態調査での実施率が 40%を若干きっていたというのはどうやら政令指定都市で一番低かった等状況があったようです。これはスポーツの聞き方、要するに枠組みによってこの数値は大きく変わることがございます。前回、その前も含めて少しスポーツの枠組みを狭くして聞いていた可能性があったのではないかとこのもでございますので、実態はもう少し高い可能性があるということです。それも踏まえまして、今回の中間案としても出ていますが、4 ページ「実はあれもこれもスポーツです」という表現をさせていただいていたり、6 ページ「あなたが毎日行っている〇〇もスポーツかも」でスポーツの概念、捉え方を幅広くしてご提案させていただいております。このあたりも前回と違っていると思っております。現計画と大きく変わっ

ていないかもしれないという前回のご意見がありました。ひとつひとつの市民を対象としたイベントであるとか教室であるとか相当幅広くやっているというのを再確認させていただいたところでして、より充実させるとかさらに参加していただく人数を増やすとかそういった内容の充実というところを意識して提案するというところに今回はさせていただいているということがございます。あとは、なるべく数値目標を明確にしてということで70ページのこの数値目標を5年で達成するためにこういった計画で進めていきたいというご提案です。以上、少し補足をさせていただきました。それをもとに、お集まりの皆さまから積極的なご意見、ご発言をいただきたいと思っております。どなたからでも結構です。

齋藤委員

資料1-3で分からない点がいくつかありましたので質問します。まずは、スポーツの範囲を広げると、これは大事なことで方向性としてはいいのだと思いますが、中間案の4ページの一番下に、本計画におけるスポーツとはこういうことですよと記載されています。7ページに飛んだ時に、身体活動METs表がある。METs表を見るとMETs2以上は全部スポーツだというふうに理解してよろしいでしょうか。

次に、目標値について詳しく聞きたいのですが。

仲野会長

2つご質問がありました。どうでしょうか。

事務局

METs表とスポーツの範囲ということですが、先程ご説明したとおり、スポーツというものを意識的に行う幅広い身体活動というふうに位置付けておきまして、料理・洗濯とヨガ・ストレッチが同じMETs2となっているのですが、料理・洗濯というのは生活の一部で意識的に体を動かしているというものではない、ヨガ・ストレッチは意識的に体を動かしているという意味でこれはスポーツにあたる。ウォーキングは意識的に歩くということでスポーツですし、通勤途中に一駅前で降りて歩くということも意識的にやっているということでスポーツであると考えている。同じ身体活動だとしても意識的にやっているかそうでないかがひとつのスポーツとしての区分となっていくと考えております。

齋藤委員

では、犬の散歩や風呂の掃除、一人で歩くのもなんか心細いし犬もいると運動になるということ。散歩されている方もいると思うんです。風呂掃除だって意識的にやればスポーツになるのかなと思いますけれども、つまり、今のご説明ですけれども意識をすればそれはスポーツだと理解しましたけれどもよろしいでしょうか。

事務局

基本的には、犬の散歩、もともと散歩というのは歩くという意識をもってやっているということでスポーツということになりますので犬の散歩の

ついでに体を動かすということであればそれはスポーツとして位置づけられるものという風に考えています。

齋藤委員

中間案 70 ページの目標について。まず、現計画と異なるもの、つまり、継続目標と新規目標がどれにあたるのか教えていただけますか。

事務局

まずは、「週 1 回以上スポーツを行う 15 歳以上の市民の割合」というのは現在の計画でも目標としておりまして、全体の目標として設定しております。個別の一番上の目標は新たに設定するもので、その下、「週 3 回以上運動やスポーツを行う児童の割合」、その 3 つ下の「市やスポーツ団体などが主催するスポーツ行事等に参加する 15 歳以上の市民の割合」、これは現計画でも目標にしております。その下 2 つも現計画でも目標にしております。新規のものは 3 つ。個別の一番上、個別の 3 番目、4 番目というところが新規の目標になります。

齋藤委員

新規の「元気はつらつチャレンジカードの 100 回達成者・ゴールデン賞・シルバー賞獲得者の合計」これが、重点施策の 3 だということで、私一生懸命探したのですが、そもそも重点施策の 3 というのは連動していないんですよ。施策のどこに出てくるのかと思い一生懸命探して見つけられなかったのですが、これはどういうことでしょうか。また、この元気はつらつチャレンジカード云々というのは、たぶん説明を聴けばわかると思うのですが唐突感があります。これをわざわざ個別の成果指標として求める必要性があるのか、その点を併せてご説明ください。

事務局

まずは、元気はつらつチャレンジカードの計画上での位置づけですが、47 ページをご覧ください。高齢者スポーツ活動支援の主な事業のところに杜の都せんだい元気はつらつチャレンジカードの利用推奨を記載しております。これまでも事業として実施してまいりましたが、さらに活用していただけるようにということで位置付けています。これを指標とすることにつきましては、高齢者のスポーツ実施の指標を検討するときに、この元気はつらつチャレンジカードはよく市民の方に利用されておりますけれども、令和 2 年度はコロナウイルスでかなり減っている数値になっているもの。実際の数値としては平成 30 年度 1,500 人程度の 100 回達成・ゴールデン賞・シルバー賞を獲得した人がいらっしゃると、一定程度高齢の方がスポーツを実施している割合をはかるうえで参考となる数値ではないかというふうに考えておりまして、検討委員会でもご理解いただいた上でこちらの成果指標に設定させていただいたところでございます。

齋藤委員

成果指標ですけれども、重点施策 5 つ掲げております。これは先程申し上げましたとおりのページの連携が読みにくくなっております。そして、

もう少しバランスよく配置したらどうなのかと。3番だけ2つあるというのもおかしいなど。それ以外は1個ずつなのですからけれども。3番に力を入れたいということなのでしょうけれども。施策全体とのバランス、あるいは成果指標としての掲げ方、この辺はもう一度精査が必要なのではないでしょうか。

仲野会長

わかりました。ご意見ということで承ります。どうもありがとうございました。では、続きまして他の方。篠崎委員をお願いします。

篠崎委員

私からは、目標の70%に対する実現プロセスについて伺いたいと思います。これはなぜかという重要な指数であると感じておりますが、それを達成するためには18ページにございます週1回以上運動やスポーツを行う市民の割合、これを参考にさせていただきますと、例えば、30～39歳、40～49歳あたりのビジネスパーソンの優先順位が高いと。次には高齢者、若年世代というような順番にスポーツをする割合というものを広げていくことによって効率的に70%に近づいていくのだと感じてはいるのですが、それに対して個別の重点施策が例えばビジネスパーソンに対する割合を増やしていくことで70%に効率的に近づいていくと。斎藤委員のご発言にも関連すると思うのですがけれども、ビジネスパーソンというかスポーツをする人の割合の少ないところを重点施策としていくことで効率的な成果指標になのかなと感じたのですがこの点についてはいかがでしょうか。

事務局

成果指標、確かに30代、40代のビジネスパーソンが低いというところで。この主な理由というのが「時間がない」「忙しい」という方であったというところ。そのような中で、スポーツの範囲というものを広く捉え、これを通勤の範囲であっても一駅歩くあるいは意識的に階段を歩くこういったことを意識的にやっていただくことでその世代の実施率は上げることができるのではないかと考えております。主に啓発であるとか、意識の変容というか。そういったものを主に伝えていているのがアクティブライフスタイルの推進に盛り込んでおります。特に、重点施策でもありますスポーツに親しむ意欲の喚起というところに啓発、情報発信を入れておりました。そのような啓発、情報発信の中でこの世代へアプローチしていきたいと考えております。その中で、高齢者障害者と同じような形でビジネスパーソンを位置付けてないないところではある。そういうビジネスパーソン、働き盛り世代、あるいは子育て世代、女性に限らず子育て中世代。こういう1-1の施策の中で特に力を入れて取り組んでいくと基本的には考えているところでございます。

篠崎委員

はじめに会長もおっしゃっていましたが、普段の生活の中でスポーツと考える人の割合が、スポーツの定義が異なっているかもしれないとい

うことについては、ここの割合を変えるかもしれない。というところでは必要なことだと思いました。

もう一つよろしいでしょうか。先程 30 代～40 代というのはスポーツを行う市民の割合が少ないということでしたが、ここがアプローチしにくい、他のところでスポーツをしやすいスポーツに入っていく割合が多いハードルが低いところにアプローチしていくのはもう一つの視点だとは思いますが。そういう意味では高齢者については議論がしやすいところかとは思いますが、そういう意味でもこの元気はつらつチャレンジカードによってより一層効果がありそうだという、高齢者施策を進めることによってもっとスポーツを行う人の割合が高齢者において増えそうだというインサイトというか、これをやったら高齢者がスポーツに入っていくそうだというところがわかるとこの政策は有効そうだということで納得ができそうなのですが。そのあたりは新しい施策としてここはうまくいきそうだという見通しというのはどのような形になっているのかというところをお伺いできれば。難しいことだとは思いますが。

事務局

ご指摘の元気はつらつチャレンジカードのみによってももちろん高齢者のスポーツ実施率が上がるということはないと。一方で、一定の指標としては意味があると考えておりますが、指標を上げるためにはこれだけではなくて様々な他の施策と組み合わせた取り組みが必要と考えております。具体的には 46 ページのところに高齢者関係の施策がございますけれども主な事業と書いてございますがこちらの方に私共文化観光局が実施する事業だけではなく仙台市全体として健康福祉局などでも介護予防などの観点から高齢者向けのスポーツ事業に多数取り組んでいるところでございます。こういうふうなものと組み合わせて結果としてスポーツに対する関心が上がり、その中で一定程度が市のスポーツ施設を使うようになり、その結果として元気はつらつチャレンジカードに関心を持って使っていただける方が増える、そういうプロセスをもって数値目標を達成することができればよいというふうに考えているところでございます。

事務局

元気はつらつチャレンジカードについては、それを進めることで高齢者のスポーツ実施率がさらに高まるかというところまで裏付けるのは正直なかなかなか難しいのですが、元気はつらつチャレンジカードについては、非常に高齢者の感覚に合っているところがございます。例えば、常日頃通っているプールが大規模修繕でお休みになるとその間ポイントをどうしてくれるのかというような問い合わせが来ます。やはり、ポイントを集めるということを励みにして習慣にして通うという、こういう取り組みは高齢者の方にはマッチすると感じております。したがって、我々としてはこの事業に引き続き強くやっていきたいと考えております。補足の説明です。

仲野会長

私からも補足を。昔、元気はつらつチャレンジカードを調査したことがあります。実際高齢者の方々は、小さなカードでは失くしてしまうのですね。でも、チャレンジカードはとても大きいもので。スタンプを押してもらって貯まるとシルバー賞とかゴールド賞で表彰されるとか。単に3割安く使えるというものであったらたぶんこんなに促進されるものではなくて、貯まる楽しさをすごく上手に仕組んでいるなど感じました。ビジネスパーソンについてもトワイライト・パスというシステムがある。それらがどれほどの方々が認識しているのかというのが一番問題だと思います。その存在すら知らない高齢者あるいはビジネスパーソンの方々がかなりいるのだらうと。こういう方々に対する情報発信がすごく大事で、それによって、じゃあやってみよう、チャレンジしようとする方が増えてくる、そこを今回かなり強く狙っていつていると思っています。

齋藤委員

元気はつらつチャレンジカードについての意見ですけれども、目標値として1,800人という数字がどうなのかということ。109万市民を対象とした計画なのに、1,800人という数字はいかがなものかと。これが目標値としてふさわしいものなのかということを少し考えていただきたい。

堀江委員

なかなか、元気はつらつチャレンジカードについて認識がない。どちらかということ、動くことが大好きな高齢者は、週1~2回パークゴルフに行ったりグラウンドゴルフに行ったりしている。結構多くの方がこういうパークゴルフやグラウンドゴルフに行っていると思う。

スポーツの定義で先程も話になっていましたが、犬の散歩もスポーツをすることに入るようですが、犬の散歩は犬のために引っ張られている感じです。30分もやれば、10分は犬にあわせて動いていない。意識してやればそれがスポーツとみなされるとなると、私の場合は365日朝夕30分ずつしているから毎日スポーツをしていることになる。自分がスポーツの一環として散歩しているなって考えればスポーツということか。

事務局

意識して取り組んでいただければ、例えば、今日はより長い時間行ってみようかなとなるでしょうし、漫然と犬の為だけとしてやっていると最低限になってしまふ。意識的に取り組むことで、より負荷をかけるとか長時間頑張るとかという取り組みが必要だということです。

仲野会長

やはり、継続ということを見ると、そういうことを意識してやっていくというのは大事なことですし、それが可能な生活の様々なものもスポーツとして今回は枠組みの中に入れましよう、これだったら継続できますよねというものも入れましようというのが今回の提案だと思っています。

村松委員

METs について。この言葉は実はあまり知られていないと思います。2012 年に出されているのですけれども。ボランティアの立場としては残念だったのですが、スポーツボランティアというのも、運動活動に入れていただくとありがたいと。歩行だけだと 3.5 なので、ウォーキングや軽い筋トレの下あたりにスポーツボランティアを入れていただくと。実際の METs 表にもスポーツボランティア活動が入っていますので、是非ご検討いただければと思います。METs の数字を使うとエネルギー消費量を計算できます。キロカロリー単位ですけれども。1.05×METs×時間×体重です。私みたいな 70 キロの人が歩行を 5 時間やると、1.05×3×5×70 となります。そういうことを METs 表の下の方に書いておくとよいと思いました。

重点施策について。36 ページ目に重点施策と書いてあるだけで番号がないので皆気が付かないと思うので、重点施策 1~5 とふればよいのでは。番号をふると 70 ページにリンクしますよね。

重点施策で質問なのですが、重点施策 5 にスポーツボランティアとありますが、確か重点施策 5 はツーリズムなのでこれは違うのではないかと思います。どうですか。

仲野会長

違うというご指摘ですが、どうでしょうか。

村松委員

施策 3-5 ですよね。36 ページ。そこには重点施策と書いていません。

仲野会長

70 ページの一番下の重点施策 5 スポーツボランティア。36 ページには何もないというご指摘です。もう一度確認して、修正すべきところは修正させていただくことにしたいと思います。

まずは、7 ページのところのエネルギー消費量というものが METs を表示すると計算もできると、大変素晴らしいご提案だと思います。また、メッツ 3 のところにスポーツボランティアを入れてほしいというリクエストですが、ぜひ検討したいと思います。ありがとうございました。他の委員の方はいかがでしょうか。岡崎委員、METs のことで補足はありますか。

岡崎委員

METs についてですが、METs というのは運動の強度になります。スポーツボランティアとかあるいは様々な日常生活の活動、スポーツ活動も含めてですが全て METs で表現することが可能です。もっと詳しい表がネットを調べればたくさん出てくると思いますが、恐らくこの計画の中で示せる範囲という意味で限定的にのせているんだなというのが私の理解になります。もっと詳しく載っているものがあります。

もう 1 点よろしいでしょうか。今、日常生活の活動がスポーツに当てはまるのかという議論があったかと思います。アカデミックな視点で見れば、恐らく日常生活の活動というのはスポーツではないというふうになるのだと思います。ただ、前もこの会議で申しましたが、じゃあ、スポーツをし

ましようと言ってどれだけの人がするのでしょうか。恐らく、なかなか増えないというのはこれまでの研究で分かってはきています。なので、このガイドラインの大きな強みの一つが、もっと幅広い意味でスポーツを捉えてやってみようというところではなかったのかなと思っています。つまり、運動嫌いな人だとかあまりできない人でも体を動かそうというところが強みの一つだったのだと思います。そういった意味で、日常生活での活動も含めてスポーツという表現をここではヘルスプロモーションとしてしていこうというのが私の理解となります。そういった意味では日常生活での活動というのもスポーツと今回は含めて問題はないのかなと考えております。2 METs の活動でも十分に健康増進には影響があります。わずかな活動なのですけれども、消費エネルギーを積み重ねていくとかなり大きなエネルギーになっていきますので、そうすると肥満予防、体型維持というところに大きな効果が出てきます。特に運動嫌いやあまり動きたくないという方にとってはすごく敷居が低くなって取り組みやすいものになってくると思います。本当は、WHO、世界保健機関あるいは厚生労働省、文科省、国内だけではなくアメリカもイギリスも東南アジア、欧州も全てだいたい本当は 3 METs 以上の活動を推奨はしています。ただ、3 METs 以上という縛りをつけると、なかなかできないという人もいるのだとは思いますが。そういった意味では、まずは 2 METs でもいいと、とりあえず少しでもアクティブなせいかつになっていこうというメッセージという方が私はいいいのかなと個人的には思っております。

参考までにという話なのですが、ヘルスプロモーションのところではミクロな視点とマクロな視点でストラテジーが分かれています。ミクロな視点というのは、例えば健康教育だとか比較的少人数のところで行っていくものなのですけれども、本当はそれがいいのですけれども、なかなか人件費がかかったりするし大人数にできないというデメリットがあります。最近だと、マクロな視点でヘルスプロモーションをやっていこうというものもだんだん出てきています。その中で興味深いのが動画作成です。動画をつくって、できればCMなどを流しながらアピールしていくという、メディアを使ったキャンペーンというのが今は行われたりしています。

仲野会長

ありがとうございました。とても参考になるご意見でした。2 METs の活動でも効果は期待できる。ただ、WHO などでは 3METs 以上を推奨していますよというのは補足してもいいかもしれません。あとは、生活活動の 6、7、8 が空白でもったいないのですが、ここに何か入れることはできないでしょうか。

岡崎委員

できると思いますよ。お調べしましょうか。

仲野会長

わかったらあとで教えてください。

最後の方に出てきたご意見で、動画とかプロモーションのことを言っていたのですが、鈴木玲子先生、何かそのあたりでご示唆ございませんでしょうか。

鈴木委員

一番最初の斎藤委員の質疑のところから非常に興味深くお聞きしておりました。今、岡崎先生のお話もあったのですけれども。生活のところとMETsのところとずーっと考えていて。やっぱり、統一した生活活動とスポーツというところの、この審議会の中でも皆さまと共有したスポーツとしてこれを捉えるんだということを、何か一つの基準がないとというのを、すごく私はこれを出すときに不安に思うんです。先程、岡崎先生がおっしゃったように基礎生活の中である生きていくために必要な活動というのはスポーツではないというのはわかっている、そうすると、私たちの生活の中では社会活動といって仕事が忙しくてスポーツができないという方たちというのは社会生活の中で基礎生活プラス社会人であることの役割にもものすごいウェイトがあると、ごくわずかの余暇しかないということですよ。余暇の中で何に取り組むかといったときに身体活動を入れていきましょう、スポーツをしましょう、ボランティアをしましょうということで身体活動を軽く汗を流せるようなことをしないと健康づくりとかヘルスプロモーションがなかなかうまくできないんですよということが出ているのですが、その基礎生活のところを私はスポーツとは言えないと思うんです。そのところを余暇のところ、例えば学生がバイトで物を運ぶときに階段の昇り降りを先生から言われてダッシュするようになりましたというのは、これはスポーツと言っていいとなり、何で線引きするのかという自発的行為という、よし、身体活動を増やすためにやるんだぞと自分でやること、2階に部屋があるから階段を昇るということとの差別化。自分の中で結論が出ていないので、次の検討委員会の時にはその辺の余暇での取り組みでそれが料理だったりとか子育てだったりしてもいいと思うのですけれども、外発的とかインセンティブとかそういうことではなくて、自分はこれによし、これで元気に動くぞとそういうふうにしたものがそれが掃除だったり料理だったり仕事だったりしてもそればいいのかなと。どこで線引きしていいのかということ逆を皆さんから教えてもらえたらいいなと。まだ自分のところで不安に思っています。やっぱり、どの活動でもMETsがつけられるわけですから、今、厚労省だと、とにかく座位時間を少なくするとかというところで私たちフレイルの研究をしている。立位してたらスポーツだとは絶対言わないので、そのあたりのところを、この計画が出されるときに審議委員のメンバーでこれはスポーツでこれは生活活動だということの理解を共通にしておかなくてはならないのかなと。まだ不安に思っているところです。

仲野会長

ありがとうございました。やはり、行動変容を起こす上で今の発言は大

変重要だと思います。どこからがスポーツで意識的に自分はこれはスポーツとしてやっているのだと思っているのかとそのあたりどういうふうに関回の計画に盛り込んでいくかそこはもう少し明確にした方がよいと感じました。あとはスポーツの優先順位というものがあるのかもしれませんが。いろいろな活動をしなくてはならない中でスポーツの優先順位がこれまで低かった方がいる。特にビジネスパーソンだったり主婦の方であったりするのかもしませんけれども、その時にスポーツの優先順位を上げるといった時のスポーツという捉え方と今回は違う。今回我々が提案しようとしているのは、そのあたりをもう少し多くの市民の方々に理解しやすい形でお示しすると。これは課題としてももう少し検討していくこととしたいと思います。そのほかご発言はありませんでしょうか。土井先生お願いします。

土井委員

いろいろな方から METs を中心として質問や意見があり、関心を持って聞いておりました。先程岡崎先生がおっしゃったように METs というのは運動の強度だということをおぼえてはいけないということと、運動の量を考えるときにはこれに時間をかけなければならない。カロリーを出すにはこれに体重をかけたり 1.05 をかけたりするという公式があるわけですがけれども。これについて村松先生からのご発言があり非常に良かったと思います。スポーツの範囲を広げるといことは大変良いことであってその線引きが大変難しい。スポーツというと、やっぱりこうウェアに着替えて競技スポーツを意識してしまうのですが、生活活動と運動とかも合わせたのが実は身体活動で、日本では健康づくりのための身体活動 2013 というのが最新のデータだと思うのですが、そういうので打ち出されて、それに基づいて身体活動指針というのかアクティブガイドができています。この中でプラス 10 運動というのが打ち出されたり、もっと 10 分多くしましょうという啓蒙・啓発が行われているところだと思う。ですから、スポーツ推進活動の中でもスポーツの範囲を市民にいかにか意識づけていくか、啓発活動というのが非常に大切になってくるなというところを常々感じておりました。これをしっかりと市民に植え付ければ、スポーツの実践の割合も今の時点で 40 とか 50 になるのだと私は思います。それを今後も継続していく。そして、健康都市仙台を目指そうというかつながればいいのかと思っておりました。ただ国民全体が高齢化の中で、実際私も朝犬の散歩などしていますと、ほとんど運動している人、犬の散歩も含めて歩いたり走ったりしている人は中高年ですよ。多いのは。私の周りにも運動に出かけたいのだけれど、フレイル予防のために出かけたいのだけれど、ベンチが少ない、休むところが少なくみんなに迷惑をかけてしまうのではないかとおっしゃる方がいます。それから、トイレが近くなったがトイレがない。そういう環境づくりの中にトイレやベンチといったことも加えていくことが、高齢者に優しいまちづくり、あるいは身体障害者にとっても優しいまちづくりというものが基本にあれば、運動実践、スポーツ推進もおのずと進ん

でいくのではないかと感じておりました。その辺のハード面、ソフト面だけではなくそういうのも含め今後推し進めていく必要があるのではないかと感じたと思います。今後の活動推進を見守り支援していきたいと考えています。よろしくお願いいたします。

仲野会長

ありがとうございました。ご意見としてしっかり承りたいと思います。そろそろ皆さまからのご意見も概ね出たのではないかと思います。なければ次にいきたいと思いますがよろしいでしょうか。

それでは続きまして、報告事項に入りたいと思います。報告 1 としまして、次期仙台市スポーツ推進計画中間案にかかるパブリックコメントの実施について事務局より説明をお願いしたいと思います。

事務局

それでは、パブリックコメントの実施についてご説明いたします。資料は議事資料 1-2 と報告資料 1 をご覧ください。この後、市民の皆さまに中間案に対するご意見をいただくということで、パブリックコメントの実施を予定しております。実施期間ですけれども、令和 3 年 11 月 24 日から 12 月 23 日のおよそ 1 ヶ月間でございます。意見の提出方法ですけれども、専用はがき、もしくは E メールやファックスです。資料はこちらの中間案の概要版なのですがこちらを製本する形でパブリックコメント用の冊子をつくり、今日の資料には載せていないのですが後ろのページに専用のはがきを載せます。配布場所につきましては、こちら市役所の市政情報センター、区役所、総合支所など、あとはスポーツの計画ですのでスポーツ施設でも配布を予定しております。資料自体はホームページにも掲載いたしますので、そちらからご覧いただきご意見をいただくということも可能です。製本部数については、1,500 部を予定しております。いただいたご意見なども含めまして最終案に向けてまとめる作業を進めていくこととなります。パブリックコメントについては以上でございます。

仲野会長

ありがとうございました。ただいま、パブリックコメントに対するご説明をいただきましたが、その件について何かご質問あるいはご意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。特にございませんようですので本日皆さまからご意見をいただいた件につきましては 11 月に実施いたしますパブリックコメントでのご意見とあわせて進めていきたいと思っております。そして、来年 1 月 13 日に開催を予定しております検討委員会で検討したいと思います。そして、パブリックコメント結果、最終案については、1 月 19 日の審議会でも再びご審議いただくことになっております。本日の審議は以上となります。事務局にお返しします。

事務局

活発なご意見をありがとうございました。本日様々のご意見を頂戴したところでございますが、ただいま会長からお話がありましたとおり、予定

といたしましては計画に関することは1月に予定しておりますが、内容について、本日のご意見から検討委員会でもまなくてならないことも出てきましたので、会長と相談させていただきまして整理させていただきたいと存じます。

次回のご案内ですけれども、12月24日金曜日15時から予定してございます。この審議会につきましては計画の話は予定していませんけれども、例年この時期にご審議いただいている仙台市スポーツ賞に関してご審議いただくことを予定しております。引き続きよろしく願いいたします。それでは、以上をもちまして、本日の審議会を閉会させていただきます。長時間にわたりご審議を賜りましてありがとうございました。

(6) 閉 会